

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	戸籍事務		部課名	区民生活部戸籍住民課		課長名	坂野	
			担当者名	吉田・坂入		内線	2354・2353	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	戸籍事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠	国籍法、民法、戸籍法、地方自治法、墓地埋葬			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	等に関する法律、住民基本台帳法 ほか			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VII 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	日本国民について、その親族的な身分関係を登録し公証する。また、日本国内に所在する外国人においても、その身分関係に関する事実について戸籍法を適用し公証する。なお、戸籍と住民票の住所の記載を一致させる目的のため、住民基本台帳法に基づいて戸籍の附票についても併せて整備する。							
対象者等	(1) 根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2) 戸籍の謄抄本等の請求者							
内容	〈国の法定受託事務〉 (1) 届出受理・受附帳及び戸籍記載関係事務 (2) 人口動態調査事務・相続税法58条通知事務 (3) 諸証明交付事務 (4) 附票処理事務 (5) 民刑・身上照会事務 (6) その他の許可事務（火葬・死胎火葬・改葬）							
経過	昭和51年12月1日	閲覧制度廃止						
	平成12年3月22日	地方分権により「機関委任事務」から「法定受託事務」に変更、成年後見制度新設						
	平成16年7月1日	ドメスティック・バイオレンス等取扱要綱及び要領を制定（附票の写しに関する支援）						
	平成20年5月1日	戸籍法の一部改正（戸籍謄本等請求の範囲及び交付時の本人確認の明確化）						
	平成22年4月28日	荒川区戸籍法等に係る証明書等を第三者に不正取得された場合の被害者への事実告知等に関する事務取扱要領制定						
	平成28年6月7日	民法の一部改正（女性の待婚期間が6箇月から百日に変更）						
	令和元年5月31日	戸籍法の一部改正（各種社会保障手続での戸籍謄抄本の添付省略、本籍地以外での戸籍謄抄本の発行等）【令和5年度中に開始予定】						
	令和4年9月1日	スマート申請（スマートフォンとマイナンバーカードを用いた戸籍証明書（一部限定）申請手続）開始						
必要性	法定受託事務のため区が行う必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ）		（ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）		戸籍システム運用支援委託（富士フィルムシステムサービス㈱ 59,958,360円）…戸籍システム入力業務、郵送業務、証明書作成業務 ※「戸籍システム」の再掲			
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	戸籍届出事件数（件）	10,789	10,856	11,076	10,700	10,700	
	②	戸籍謄本等交付件数（件）	97,706	96,467	98,579	97,000	97,000	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		法定受託事務のため区が行う必要があることから継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,344	2,547	3,215	2,901	2,803	2,690	2,631
決算額(5年度は見込み)		2,080	1,772	2,581	2,425	2,215	2,296	2,631
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
届出事件数		11,430	11,434	11,966	10,789	10,856	11,076	10,700
戸籍処理事件数		3,705	3,804	4,016	3,474	3,541	3,655	3,500
諸証明件数		101,909	102,752	103,020	97,706	96,467	98,579	97,000
本籍数		92,488	92,135	91,845	91,310	90,801	90,056	91,000
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	戸籍届用紙、戸籍関連書籍等	717	需用費	戸籍届用紙、戸籍関連書籍等	823	需用費	戸籍届用紙、戸籍関連書籍等	1,101
役務費	本人確認通知郵送料・他	361	役務費	本人確認通知郵送料・他	355	役務費	本人確認通知郵送料・他	399
委託料	戸籍簿電動回転庫保守・複合機保守	269	委託料	戸籍簿電動回転庫保守・複合機保守	250	委託料	戸籍簿電動回転庫保守・複合機保守	262
使用料	戸籍簿電動回転庫・複合機	803	使用料	戸籍簿電動回転庫・複合機	803	使用料	戸籍簿電動回転庫・複合機	804
負担金補助等	事務協議会分担金	65	負担金補助等	事務協議会分担金	65	負担金補助等	事務協議会分担金	65

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	82,210	83,795	1,585	地方税等	0	0	0
	物件費	2,150	2,231	81	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	210	209	▲1
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	65	65	0	使用料及び手数料	30,487	33,059	2,572
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	30,697	33,268	2,571
	賞与・退職給与引当金繰入額	29,956	4,438	▲25,518	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲83,684	▲57,261	26,423
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	114,381	90,529	▲23,852	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲83,684	▲57,261	26,423
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲83,684	▲57,261	26,423	

備考

行政費用としては、給与関係費が多くを占めている。行政収入は証明書の発行手数料が多くを占めている。都支出金は、人口動態調査委託金である。

問題点・課題

令和元年5月の戸籍法一部改正により、①各種社会保障手続でマイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出の省略が可能となる②戸籍届出における戸籍謄抄本の提出が不要になる③本籍地以外の市区町村での戸籍謄本の広域交付が可能となる、とされた。そして、法の施行に向け、本年5月以降、副本参照等の随時運用や試行運用(一部並行運用)が開始されたほか、6年度から新たに氏名の振り仮名法制化も実施されることとなっている。このため、これらを見据えた人員体制の整備や戸籍事務に携わる職員の専門性の向上は不可欠であり、人材の確保及び育成が課題である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	戸籍法の一部改正の本格運用に向けて、管轄法務局や他区と情報共有を図り、円滑に実施するための準備を進める。	戸籍法の一部改正の本格運用に向けて、管轄法務局や他区と情報共有を図り、円滑に実施するための準備を進めた。	令和5年5月以降に予定される随時運用、試行運用、並行運用を適切に実施し、滞りなく本格運用を開始する体制を整える。
②	本人確認及び関係法令遵守の徹底を図り、虚偽の届出や不正な証明書請求を防止するよう努める。	本人確認及び関係法令順守の徹底を図り、虚偽の届出や不正な証明書請求の防止に努めた。	引き続き、本人確認及び関係法令順守の徹底を図り、虚偽の届出や不正な証明書請求の防止に努めていく。
③			

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)質問状

平成30年2月予特「区のイメージアップのため、メモリアルフォトスポット(婚姻届)の検討」  
令和元年6月会議、令和2年9月会議、令和2年11月会議「おくやみコーナーの設置について」  
令和3年6月会議「死亡届受理時等の相続登記等の周知」  
令和3年9月決特「死亡届受理時のグリーフケア団体周知」  
令和4年2月予特「相談支援窓口とSDGsサイン表示」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	戸籍システム	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	坂野			
		担当者名	坂入・吉田	内線	2353・2354			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	戸籍システム管理費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	国籍法、民法、戸籍法、地方自治法、墓地埋葬					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	等に関する法律、住民基本台帳法 ほか					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	戸籍システムの導入によって、戸籍事務の迅速かつ正確な処理による住民サービスの向上及び事務の効率化を図る。							
対象者等	(1) 根拠法令に基づく戸籍の届出事件本人 (2) 戸籍の謄抄本等の請求者							
内容	(1) 行政サービスの向上 ・ 戸籍作成時間の短縮 ・ 証明書交付時間の短縮 ・ 区民事務所取扱証明書類の作成 ・ 戸籍記載形式の変更による平易化 (2) 戸籍事務の効率化による職員適正配置・相談機能の充実 (3) 戸籍関係書類の保管場所の縮小による快適な待合スペースの確保 (4) 電子政府・電子自治体への対応							
経過	平成6年12月1日 戸籍法および住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行 平成17年9月20日 戸籍情報システムの導入計画作成 平成18年6月20日 個人情報保護審議会（戸籍システムの新規開発等について諮問） 平成20年2月16日 戸籍改製（18日 現在戸籍システム稼働 22日 東京法務局に改製報告） 平成20年4月1日 届書入力委託開始 平成20年10月31日 除・改製原戸籍システム稼働 平成21年4月1日 証明書作成委託開始 平成25年2月1日 戸籍システムリプレイス（機器更改） 平成25年10月1日 戸籍副本データシステム稼働開始 平成31年2月1日 戸籍システムリプレイス（機器更改） 平成31年5月 戸籍副本データシステム機器更改 令和2年9月28日 東京都御蔵島が戸籍の電算化を行い、全国1896市区町村の戸籍の電算化が完了							
必要性	戸籍事務のサービス向上のために必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 戸籍システム運用支援委託（富士フィルムシステムサービス㈱ 59,958,360円）…戸籍システム入力業務、郵送業務、証明書作成業務							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	戸籍謄本等交付件数（件）	97,706	96,467	98,579	97,000	97,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	戸籍事務のサービス向上及び効率化のため必要な事業であることから、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		72,245	68,602	77,870	84,152	77,956	88,164	145,285
決算額(5年度は見込み)		71,345	67,927	74,765	83,413	77,460	87,884	145,285
実績の推移	事項名(5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	証明書発行用消耗品	802	需用費	証明書発行用消耗品	712	需用費	証明書発行用消耗品	1,233
委託料	戸籍システム等運用支援、システム改修費	63,802	委託料	戸籍システム等運用支援、システム改修費	74,316	委託料	戸籍システム等運用支援、システム改修費	132,330
使用料等	戸籍システムリプレイス・ソフト使用権	12,856	使用料等	戸籍システムリプレイス・ソフト使用権	12,856	使用料等	戸籍システムリプレイス・ソフト使用権	11,722

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	6,943	7,101	158	地方税等	0	0	0
	物件費	77,460	87,884	10,424	国庫支出金	396	7,885	7,489
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	396	7,885	7,489
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,530	376	▲ 2,154	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 86,537	▲ 87,476	▲ 939
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	86,933	95,361	8,428	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 86,537	▲ 87,476	▲ 939
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 86,537	▲ 87,476	▲ 939	

備考

・行政費用は、委託料としての物件費の割合が大きい。令和3年度と令和4年度の差額は、令和4年度に戸籍法の一部改正に伴うシステム改修を実施したことによるものである。  
 ・令和3年度及び令和4年度の国庫支出金は、社会保障・税番号システム整備費補助金である。

問題点・課題

令和元年5月31日戸籍法の一部が改正され、令和5年度中の施行に向けて、令和2年度及び令和4年度に大規模なシステム改修を実施した(令和4年度分は、令和5年2月に実施)。また、現在、法制審議会では「戸籍の振り仮名法制化」について検討され、令和5年度には法律が成立する見込みであり、当該年度中にシステム改修が発生する予定である。さらに、「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」において、戸籍・戸籍附票も標準化の対象業務のため、デジタル推進課と連携するとともに、これらを滞りなく推進するための人員体制の強化と人材の育成が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	予定されているシステム改修や、情報提供用個人識別符号の取得、法務省のシステムとの連携サーバの設置などを滞りなく実施する。	情報提供用個人識別符号の取得、法務省のシステムとの連携サーバの設置、法改正施行後の運用に対応したシステム改修を実施した。	令和5年度中には法改正の施行が見込まれているため、並行運用期間中にシステム操作の変更部分について、習熟を目指す。
②			令和6年度のシステム更改に向けて、国による基幹業務システムの標準化の方針に基づき適切なシステムの検討を開始する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住民基本台帳事務	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	坂野			
		担当者名	坂入・望月	内線	2353・2362			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	住民基本台帳事務費（一般分）						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 22（ 1947 ）年度	根拠	住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 ほか					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	住民の居住関係を公証し、選挙人名簿の登録その他の行政事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図る。これにより、住民に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の利便を増進するとともに、行政事務の合理化に資する。							
対象者等	区民等							
内容	(1) 転入、転出、転居、世帯変更の届出の受理 (2) 上記(1)の異動届出に伴う本籍地・前住所地への通知 (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書等の交付 (4) 公的個人認証サービスの申請・届出の受付、電子証明書の発行 (5) 外国人の住民登録、特別永住許可申請等の受付及び交付							
経過	昭和42年11月10日 住民基本台帳法施行 平成16年7月1日 ドメスティック・バイオレンス等取扱要綱及び要領を制定。支援措置を開始 平成23年4月1日 住民票の写し・印鑑証明書のコンビニ交付サービス開始 平成24年7月9日 改正住基法の施行により、外国人住民の住民票開始 令和元年6月20日 改正住基法の施行により、住民票の除票等の保存期間延長(5年→150年) 令和元年11月5日 改正住基法施行令の施行により、住民票等への旧氏の併記が可能に 令和4年1月11日 デジタル手続法の施行により、戸籍の附票の記載事項を追加(生年月日、性別) 令和4年7月1日 スマート申請(スマートフォンとマイナンバーカードを用いた住民票の写し申請手続)開始 令和5年2月6日 マイナポータルを使用したオンラインによる転出届・転入転居事前通知開始 令和5年中 スマートフォン用の電子証明書による住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始予定							
必要性	法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠なものである。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 住民記録システム運用支援委託（富士フィルムシステムサービス㈱38,530,800円）…住民記録システム入力業務、郵送業務							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	人口の増加数(人)	-832	-974	1872	-	-	年度末人口-前年度末人口
	②	総人口数(人)	217,167	216,335	215,361	217,233	-	各年4月1日現在
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続	法律で定められている事務で、区民にとって必要不可欠な事業であるため継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	42,787	42,864	41,766	41,609	43,500	48,131	56,642
決算額(5年度は見込み)	41,579	41,480	38,934	40,561	42,215	47,207	56,642
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)							
世帯数(年度末時点)	114,555	116,261	117,333	117,437	117,396	119,748	-
人口(年度末時点)	214,603	216,063	217,167	216,335	215,361	217,233	-
住民票交付件数	137,273	139,092	138,732	142,877	147,427	145,407	147,000
転入・転出・転居処理件数	32,869	33,727	34,339	31,457	30,943	33,587	-

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	繁忙期・窓口体制強化会計年度任用職員(日額)	2,016	報酬・旅費	会計年度任用職員(日額)報酬・通勤費	2,208	報酬・旅費	会計年度任用職員(日額)報酬・通勤費	2,986
職員手当等	窓口体制強化会計年度任用職員(日額)期末手当	344	職員手当等	マイナンバー対応等会計年度任用職員(日額)期末手当	280	職員手当等	マイナンバー対応等会計年度任用職員(日額)期末手当	351
旅費	繁忙期・窓口体制強化会計年度任用職員(日額)交通費	6	需用費	改ざん防止用紙・住民異動届出書	1,818	需用費	改ざん防止用紙・住民異動届出書	2,641
需用費	改ざん防止用紙・住民異動届出書	2,418	役務費	住基事務用郵送料等	581	役務費	住基事務用郵送料等	1,203
役務費	住基事務用郵送料	563	委託料	住記システム運用支援委託等	38,738	委託料	住記システム運用支援委託等	47,484
委託料	住記システム運用支援委託等	36,741	委託料	申請書作成システム	3,454	委託料	申請書作成システム運用支援	1,848
使用料等	デジタル複合機賃借料	127	使用料等	デジタル複合機賃借料	128	使用料等	デジタル複合機賃借料	129

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	83,431	86,852	3,421	地方税等	0	0	0
	物件費	39,856	44,749	4,893	国庫支出金	5,413	5,334	▲79
	維持補修費	0	0	0	都支出金	468	447	▲21
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	23,130	24,487	1,357
	減価償却費	0	0	0	その他	6	20	14
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	29,017	30,288	1,271
	賞与・退職給与引当金繰入額	29,542	4,474	▲25,068	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲123,812	▲105,787	18,025
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	152,829	136,075	▲16,754	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲123,812	▲105,787	18,025
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲123,812	▲105,787	18,025

備考 行政費用の主なものは、給与関係費と委託料としての物件費である。行政収入は、証明書等の発行手数料が多くを占めている。なお、国庫支出金は中長期在留者住居地届出等事務費、都支出金は住民基本台帳等人口調査交付金である。

問題点・課題  
 ・虚偽の届出・申請を防止するため、本人確認等の審査を厳格に行うと共に、対応事例を情報共有する。  
 ・転出入に関連する手続きにおいて、繁忙期には区民を長時間お待たせすることもあること、また、複数の部署で同じ内容を何度も書く必要がある場合もあることから、窓口の混雑緩和及び手続きの簡素化を図る必要がある。  
 ・デジタル社会形成整備法に基づくマイナンバーカード所有者のオンラインによる転出・転入予約を、適切に対応していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な事務処理を行うため定期的に勉強会や事務改善を行い、係内で情報共有のうえ、レベルアップを図る。	適切な事務処理を行うため、定期的に勉強会や事務改善を行い、係内で情報共有を図った。	引き続き、適切な事務処理を行うため、定期的に勉強会や事務改善を行い、係内で情報共有のうえ、レベルアップを図る。
②	転入等に関する手続きにおいて同じ内容を何度も書かせないため、申請書一括作成システムを導入する。	申請書一括作成システムを令和5年3月に導入した。	申請書一括作成システム等も活用しながら、区民の負担軽減や待ち時間の削減に努める。
③	関係課と連携し、マイナンバーカード所有者のオンラインによる転出・転入予約対応のためのシステム改修、運用の検討を行う。	オンラインによる転出届及び転入事前通知を行ったものへの窓口受付を令和5年2月より実施した。	オンラインによる転出届及び転入事前通知を行ったものへの窓口受付を引き続き実施する。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議決(要旨)	平成27年3月予特 「繁忙期の待ち時間について」 令和2年9月決特 「書かない窓口」		

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	印鑑登録事務	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	坂野			
		担当者名	坂入・望月	内線	2353・2362			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	印鑑登録事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 22（ 1947 ）年度	根拠	荒川区印鑑条例・同施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	権利義務関係の証書に印鑑を押印するわが国の慣習を踏まえ、区民からの申請に基づき印鑑を登録し、登録した印鑑の印影であることを公証することを目的とする。これにより、不動産の売買、登記、自動車の売買・登録、公正証書の作成等重要な権利義務の発生、変更を伴う行為において、当該印鑑を押印してある文書の真正性を担保し、取引の安全に資する。							
対象者等	住民基本台帳に記載されている区民（15歳未満の者、成年被後見人を除く。ただし、法定代理人の同行の上、自ら区長に申請した成年被後見人は登録可能）							
内容	(1) 印鑑登録申請の受付 (2) 印鑑登録原票の作成 (3) 印鑑登録申請者宛て照会書の送付、保証人による印鑑登録時のお知らせの送付 (4) 印鑑登録証の交付 (5) 印鑑登録証明書の交付							
経過	平成8年11月5日	印鑑登録証明書自動交付システム稼働 ※日本人のみ						
	平成16年6月28日	住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始						
	平成16年7月1日	荒川区印鑑条例の改正により印鑑登録申請時の本人確認を厳格化						
	平成23年4月1日	住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始						
	平成27年1月5日	基幹システム（印鑑登録システム）の更改						
	平成28年1月	マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による証明書自動交付サービス開始						
	令和元年11月5日	荒川区印鑑条例の一部改正により性別記載削除及び旧氏記載追加						
	令和2年10月19日	荒川区印鑑条例の一部改正により、要件を満たす場合成年被後見人の登録可						
	令和3年12月28日	自動交付機での証明書交付サービス終了						
	令和5年3月	荒川区印鑑条例一部改正（予定）						
	令和5年中	スマートフォン用電子証明書による証明書のコンビニ交付サービス開始予定						
必要性	契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	印鑑登録者数	117,527	117,611	117,284	117,500	117,500	
	②	印鑑証明交付枚数	58,657	52,064	50,541	52,000	52,000	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
契約の公正を担保する等、広く利用されている制度であり必要性は高い事業であるため継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,724	1,724	1,731	1,676	1,418	1,484	1,528
決算額 (5年度は見込み)		1,150	1,472	1,504	1,336	1,124	1,272	1,528
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	印鑑登録者数	117,545	117,467	117,487	117,527	117,611	117,284	-
	印鑑証明交付件数	59,009	58,479	55,938	58,657	52,064	50,541	52,000
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	印鑑登録証兼あらかわ区民カード	616	需用費	印鑑登録証兼あらかわ区民カード	772	需用費	印鑑登録証兼あらかわ区民カード	922
役務費	印鑑登録照会用郵送料	508	役務費	印鑑登録照会用郵送料	500	役務費	印鑑登録照会用郵送料	606

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	33,840	31,744	▲ 2,096	地方税等	0	0	0
	物件費	1,124	1,272	148	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	7,196	7,814	618
	減価償却費	0	0	0	その他	0	6	6
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	7,196	7,820	624
	賞与・退職給与引当金繰入額	12,331	1,681	▲ 10,650	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 40,099	▲ 26,877	13,222
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	47,295	34,697	▲ 12,598	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 40,099	▲ 26,877	13,222
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 40,099	▲ 26,877	13,222

備考 行政費用は給与関係費が多くを占めている。行政収入は印鑑登録証と証明書の発行手数料である。

問題点・課題 印鑑登録が重要な契約等に利用されるものであることを踏まえて、印鑑登録申請時の厳格な本人確認や照会書等の送付により、虚偽の届出を防止するとともに、登録印及び印鑑登録証の適切な取扱いについて周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	虚偽の届出防止に努め、正確かつ迅速な事務処理を行うことにより、安定した区民サービスを提供する。	虚偽の届出防止に努め、正確かつ迅速な事務処理を進めることにより、安定した区民サービスを提供した。	引き続き、虚偽の届出防止に努め、正確かつ迅速な事務処理を進めることにより、安定した区民サービスを提供する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	



# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住民基本台帳ネットワークシステム	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	坂野			
		担当者名	米田	内線	2362			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	住民基本台帳ネットワークシステム						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14（2002）年度	根拠	住民基本台帳法, 荒川区住民基本台帳ネットワークシステムの適正管理等に関する条例他					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	住民基本台帳を全国でネットワーク化することにより、自治体の区域を越えて住民基本台帳に関する事務を処理するほか、法律等で定められた行政機関等に対して本人確認情報（基本四情報）を提供する。これにより、「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化」を図ることを目的とする。							
対象者等	区民等							
内容	(1) 住民票コードの付番 (2) 都知事への本人確認情報の通知 (3) 法令等で定める行政機関等への本人確認情報の提供 (4) 転入通知情報・戸籍附票情報の送受信 (5) 住民票の写しの広域交付 (6) 転出入手続の特例処理 (7) 住民基本台帳カードの交付・多目的利用（平成27年12月で新規登録終了し、平成28年1月からは個人番号カードがその役割を引き継いでいる）							
経過	平成11年8月18日 改正住民基本台帳法公布 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム本稼動（住民票の写しの広域交付・住民基本台帳カードの交付・転入通知情報の送受信等） 平成16年6月28日 住民基本台帳カードを活用した証明書自動交付サービスの開始 平成21年7月15日 住基法の一部改正公布（転出の際の住基カード返納義務の廃止） 平成23年1月4日 住基事務処理要領の一部改正により、カード交付申請等における本人確認を厳格化 平成23年4月1日 住民票の写し・印鑑証明書のコンビニ交付サービス開始 平成25年7月9日 外国人住民の住民基本台帳ネットワーク登録開始 平成27年12月28日 住民基本台帳カードの新規交付・多目的利用新規登録終了 令和5年3月 住基ネット条例一部改正（個人情報保護法改正に伴い法との関係を整理）							
必要性	住民基本台帳法に定められた制度で、マイナンバー制度を含め電子政府・電子自治体を支える必要不可欠な制度である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 住基ネット運用支援・保守業務委託（富士通Japan(株) 18,024,600円・1,159,488円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	特例転出の件数	2,595	3,975	4,902	6,000	2,800	住民基本台帳カード及びマイナンバーカードを利用した特例転出
	②	特例転入の件数	2,096	3,618	5,024	6,000	2,600	住民基本台帳カード及びマイナンバーカードを利用した特例転入
③	本人確認情報提供件数	96,308	73,794	-	-	-	※東京都及び都内区市町村への提供件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	住民基本台帳法に定められた制度で、個人番号制度を含め、電子政府・電子自治体を支える必要不可欠な事業であるため継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		13,049	13,778	42,012	18,623	27,875	26,617	34,374
決算額 (5年度は見込み)		12,854	13,056	36,042	18,592	27,208	26,442	34,374
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	住民票コード通知用封筒	66	需用費	住民票コード通知用封筒	0	需用費	住民票コード通知用封筒	74
役務費	コンビニ交付証明発行手数料等	3,422	役務費	コンビニ交付証明発行手数料等	4,873	役務費	コンビニ交付証明発行手数料等	5,267
委託料	住基ネット運用支援、保守委託	23,720	委託料	住基ネット運用支援、保守委託	21,569	委託料	住基ネット運用支援、保守委託、システム改修	29,033

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	16,433	14,596	▲ 1,837	地方税等	0	0	0
	物件費	27,208	26,442	▲ 766	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	288	288	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,988	773	▲ 5,215	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 49,917	▲ 42,099	7,818
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	49,917	42,099	▲ 7,818	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 49,917	▲ 42,099	7,818
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 49,917	▲ 42,099	7,818	

備考 物件費は役務費と委託料である。4年度は3年度に比して、コンビニ交付発行件数の増により手数料が増加したが、住民基本台帳ネットワークシステム委託料は運用支援委託等の総額が減じた。これらを総じた結果、物件費が減じる結果となった。

問題点・課題 新型コロナウイルス感染に伴う対応等、区民の個人情報を扱う事務が増加したこと、また、個人番号を利用した各種情報の取得が可能となったことなど、他課の住基ネットシステムの活用が増加した。そのため、引き続きセキュリティ研修等実施し、情報保護の徹底を執り行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用の連絡を受けた際、利用目的についても聞き取るよう徹底し、不要な使用等に繋がらないよう管理に努める。	セキュリティ対策を徹底するため、住基ネットワークシステムの利用等に関するセキュリティ監査を令和5年2月に実施した。	実施予定のセキュリティ監査の内容を踏まえ、引き続き住基ネットワークシステムの適正利用に務める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨 平成28年度予特 「住基カードの成り済ましの有無について」

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	マイナンバー運営	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	坂野			
		担当者名	榎本	内線	3737			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	マイナンバー運営						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27（ 2015 ）年度	根拠	行政手続における特定の個人を識別するための					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	番号の利用等に関する法律 他					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02	窓口サービス等の充実					
目的	国民一人ひとりに「個人番号」を付番し、社会保障、税、災害対策等の異なる機関や分野に存在する個人情報と照合する機能を持つシステムを運用して、同一人の情報を迅速に紐付ける仕組みを社会基盤（インフラ）として構築することにより公平・公正で、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われ、行政に過誤や無駄のない、国民にとって利便性の高い社会の実現を目指すことを目的とする。							
対象者等	全区民							
内容	(1) 個人番号の生成・指定・通知 (2) 法令等で定める行政機関等への本人確認情報の提供 (3) 転入・転居処理時の記載内容変更 (4) 個人番号カード（以下「マイナンバーカード」と言う。）の申請書作成支援・交付・多目的利用							
経過	平成27年10月	【区】マイナンバーカード窓口開設（セントラル荒川ビル6階）						
	平成28年1月	【国】個人番号の付番及び通知カード送付、マイナンバーカード申請受付の開始						
	2月	【国】個人番号利用及びマイナンバーカード発行の開始						
	令和2年7月	【区】マイナンバーカード交付開始						
	令和3年1月	【国】マイナポイント事業開始						
	令和4年1月	【区】国による未取得者への申請書送付にあたり、申請相談窓口を新設						
	令和4年10月	【国・区】マイナポイント事業第2弾開始、マイナポイント等申請支援相談窓口開設						
	令和5年4-5月	【区】ふれあい館4館で出張申請窓口開設						
	令和5年5月	【区】サンパル荒川で郵送交付受付及びマイナポイント申込支援を実施						
		【国】電子証明書のスマートフォン搭載開始予定（スマートフォンによる住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始）						
必要性	法定受託事務のため区が実施する必要がある。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） マイナンバーカード関連業務委託（りらいあコミュニケーションズ(株)214,955,256円）等							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	マイナンバーカード交付数（枚）	25,156	32,573	31,751	68,000	32,000	
	②	マイナンバーカード累計交付数（枚）	65,508	98,081	129,832	197,832	294,832	
③	コンビニ交付件数（件）	14,285	28,787	40,859	50,000	60,000	住民票の写し、印鑑登録証明書の合計件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	今後の社会保障制度等を支える必要不可欠な制度であり、法律で定められている法定受託事務のため継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	221,654	202,294	169,047	264,771	370,748	304,619	363,683
決算額(5年度は見込み)	163,184	151,140	133,066	222,479	258,242	287,559	363,683
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)							
申請時来庁方式による交付数	2,171	2,119	390	0	0	214	100
交付時来庁方式による交付数	5,694	4,651	5,921	25,156	32,573	31,537	68,000

予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬・共済費	会計年度任用職員報酬・社会保険料・通勤費	24,404	報酬・共済費	会計年度任用職員報酬・社会保険料・通勤費	26,496	報酬・共済費	会計年度任用職員報酬・社会保険料・通勤費	47,131
職員手当等	時間外手当・期末手当	5,492	職員手当等	時間外手当・期末手当	6,063	職員手当等	時間外手当・期末手当	9,024
需用費	消耗品購入等	1,282	需用費	消耗品購入等	599	需用費	消耗品購入等	568
役務費	労働者派遣・郵送料	27,127	役務費	労働者派遣・郵送料	23,430	役務費	郵送料	3,896
委託料	カード交付事務準備等業務委託ほか	116,422	委託料	カード交付事務準備等業務委託ほか	224,490	委託料	カード関連事務委託ほか	293,958
使用料	マイナンバー窓口賃借料ほか	12,825	使用料	マイナンバー窓口賃借料ほか	5,966	使用料	マイナンバー窓口賃借料ほか	8,501
負担金補助等	J-LIS交付金ほか	70,400	負担金交付金	セントラルビル光熱水費	515	負担金交付金	セントラルビル光熱水費	605

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	52,866	56,694	3,828	地方税等	0	0	0	
	物件費	157,619	255,080	97,461	国庫支出金	259,735	289,174	29,439	
	維持補修費	853	0	▲ 853	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	70,400	515	▲ 69,885	使用料及び手数料	185	0	▲ 185	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	259,920	289,174	29,254	
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,678	1,373	▲ 7,305	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 30,496	▲ 24,488	6,008	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	290,416	313,662	23,246	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 30,496	▲ 24,488	6,008	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 30,496	▲ 24,488	6,008	

備考 3年度と4年度の物件費の差額は、委託料の増による。3年度の維持補修費は賃貸物件の原状回復工事費用である。補助費はJ-Lis交付金皆減のため減少している。行政収入の国庫支出金は、マイナンバーカード交付事務補助事業補助金及びマイナポイント事業費補助金である。

- 問題点・課題
- ①マイナンバーカードの交付を遅滞なく行うこと及び取得勧奨を行う必要がある。
  - ②マイナポイント事業等の普及拡大策に合わせて、申請相談等の支援策を実施する必要がある。
  - ③電子証明書等に係る各種手続きへの対応を安定的に行う必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	国の動向を注視しながら、状況に応じて適切な交付体制を確立する。	窓口の増設や申請時来庁方式の導入等によりカードの交付促進を図った。	引き続き、国の動向を注視しながら、状況に応じて適切な交付体制を確立する。
②	マイナポイント事業に合わせて、支援窓口を運営する。	申込期限の延長に合わせて支援窓口を延長設置し、区民の利便性向上に務めた。	引き続き、マイナポイント事業に合わせて、支援窓口を運営する。
③	安定的な窓口運営を維持できる体制を整備する。	窓口や事務を行う職員の増員等により、安定的な窓口運営を維持できる体制を整備した。	安定的な窓口運営を維持しつつ、突発的な国の施策等に対応できる体制を整備する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議決要旨  
 R5.2.21 令和4年度定例会・2月会議  
 電子証明書の有効期限の周知について  
 R5.3.1 予算特別委員会  
 マイナンバーカード申請の啓発について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	04-02-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住居表示事務費（台帳整備・街区表示）	部課名	区民生活部戸籍住民課	課長名	坂野			
		担当者名	秋元	内線	2362			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	住居表示事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 38（ 1963 ）年度	根拠	住居表示に関する法律（昭和37年施行）第3・8・9条 住居表示に関する条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	01	地域活動の支援と人材育成					
目的	新築等の届出に対する住居表示の付定や街区表示板の貼付等を実施し、正確な住居表示制度を保つ。							
対象者等	区民等							
内容	(1) 住居表示台帳整備事務 ・「新築届」の受付→現地調査（委託）・住居表示付定図修正→住居番号を付定→届出者へ通知 (2) 街区表示板 ・各街区の角付近の建物等に街区表示板を貼付（通常1街区につき概ね4箇所） ・区内を7地区（南千住・荒川・町屋・東尾久・西尾久・東日暮里・西日暮里）に分け、1年に1地区ずつ、街区表示板の欠落箇所を調査し、欠落箇所の貼付と劣化箇所の貼り換えを実施（平成26年度は全地区の調査を実施し、平成30年度には全地区の張り替えを完了） (3) 街区案内板 ・町丁名や街区番号等を表示した案内板を設置							
経過	・住居表示実施年月日 南千住：昭和42年5月1日、荒川：昭和43年3月1日、町屋：昭和38年6月1日 東・西尾久：昭和39年7月1日、東・西日暮里：昭和41年3月1日 ・現在の街区数：南千住308、荒川450、町屋231、東尾久324、西尾久300、東日暮里288、西日暮里280 計2,181＊平成18年9月、南千住八丁目街区変更実施（1～55番街区→1～18番街区） ・街区表示板：通常1街区につき概ね4箇所貼付しているため、区内全域で約8,800箇所貼付 平成2年度から、貼り替え時にローマ字表記のものを使用 平成28年度から、貼り替え時にあら坊・あらみい入りのものを使用。 平成30年度全地区張り替え終了 ・街区案内板：平成6年度新設分から英語表記併用。平成12年度よりコンピュータ表示に変更 平成18年9月の南千住8丁目新設分より英語・ハングル・中国語併記 令和3年度17基撤去・7基を区営掲示板に転用（現在5基）							
必要性	法に基づく事務であり、正確な住居表示を保つため必要性は高い							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 住居表示台帳修正業務委託（㈱船津地図社1,207,250円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	建築確認申請に対する新築届 (%)	93.0	93.3	87.8	95	95.0	新築届件数÷建築確認申請数×100
	②	街区表示板貼替え枚数	6	5	4	20	20	28～30年度にかけ全地域の張り替え完了
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法令に基づく事務であり、正確な住居表示を保つため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		19,751	11,004	3,761	1,236	4,981	1,411	1,457
決算額 (5年度は見込み)		17,071	10,852	1,327	1,091	4,745	1,076	1,457
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
付定・変更件数		1,572	1,857	1,514	1,462	1,323	1,053	1,300
住居表示証明願数		108	85	70	53	53	57	60
街区表示板貼付枚数		3,034	1,800	20	6	5	4	10
街区案内板設置基数		31	31	31	29	5	5	5
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	町名表示板・住居番号表示板、戸番プレート等	694	需用費	戸番プレート等	89	需用費	戸番プレート、補助番号表示板等	154
委託料	住居表示台帳修正、街区表示板貼付張替作業、街区案内板撤去等委託	4,051	委託料	住居表示台帳修正、街区表示板貼付張替作業委託	987	委託料	住居表示台帳修正、街区表示板貼付張替作業委託	1,303

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	9,875	13,018	3,143	地方税等	0	0	0
	物件費	4,745	1,076	▲ 3,669	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	1	1
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	1	1
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,598	689	▲ 2,909	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,218	▲ 14,782	3,436
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	18,218	14,783	▲ 3,435	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,218	▲ 14,782	3,436
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,218	▲ 14,782	3,436	

備考

行政費用は、給与関係費が多くを占めている。物件費は主に住居表示台帳の修正であり、3年度に街区案内板の撤去・盤面修正等を行ったことにより、4年度は表示板貼付・貼替業務のみの実施となったため、物件費の減となった。

問題点・課題

①正確な住居表示を管理する上で、付定及び名称変更届の提出が欠かせないが、届出がないために台帳上、未付定や旧名称で記載されている建物が残存している。  
②建築確認申請後に「新築届」の申請を怠るケースがあり、正確な住居表示台帳整備に支障が出る場合がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建物名称や付定状況について実情に近づけるよう、住居表示の申請を依頼していく。	住居表示申請の必要性を説明する等提出の依頼を行った。	建物名称や付定状況について実情に近づけるよう、住居表示の申請を引き続き依頼していく。
②	「新築届」を届け出るよう案内に努める。	「新築届」を届け出るよう案内に努めた。	「新築届」を届け出るよう案内に努める。
③	—	—	—

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	